

現代社会を『関係性』という観点から考える

② 更生保護を支える人々

更生保護官署職員（認定社会福祉士・認定精神保健福祉士）

三浦 恵子

1 はじめに

第1回目の連載では『自身の犯した過ちを悔い更生に向けて努力をしている人を受け入れ、立ち直りを見守る社会の存在があつてこそ、保護観察対象者の更生は実現するといっても過言ではありません。保護観察処遇は「社会内処遇」とも称されますが、これは「施設内処遇」（少年院や刑事施設での処遇）の単なる対義語、つまり保護観察処遇の対象となる人が少年院や刑事施設ではなく社会ににいることを示しているだけではなく、立ち直りを支える社会のチカラ、すなわち社会の人々の理解と協力により保護観察処遇が円滑に進められ、立ち直りが支援されているという意味が含まれていることに注目していただければと思います。』と書かせていただきました。

犯罪に非行をした人が立ち直るための必要なものとは、まず「本人の更生への意欲と立ち直りに向けた努力」が挙げられます。それには本人の努力だけではなく、本人を支える保護観察官や保護司による指導監督・補導援護のほか、更生保護女性会やBBS会、協力雇用主といった民間篤志家の方々の支援が必要不可欠となります。

ただ、それだけではなく、「過ちを悔いる人を受け入れ、立ち直りを見守る社会」があつてこそ、犯罪に非行をした人の社会復帰は実現します。つまり「更生保護を支える人々」が核とな

り、地域社会の人々の理解を求め、立ち直りを支える社会をつくっていくということが今般の刑事政策上の重要な課題となっています。

今回は「更生保護を支える人々」というテーマで書かせていただきたいと思います。

2 更生保護の源流

更生保護の源流は民間篤志家の方々の活動にあり、それは明治時代にまで遡ります。

犯罪を繰り返し、静岡刑務所で受刑をすることになった男性がいました。彼はこの静岡刑務所で川村矯一郎副典獄（副所長）の親身な処遇により改心を遂げ、川村副典獄に「もう二度と犯罪はしません。」と更生を誓い出獄（出所）しました。しかし彼が故郷に戻ってみると両親は既に亡く、妻は再婚し新しい家族とともに生活していました。やむなく彼は親族に救いを求めましたが、ここでも「お前のせいで我々も村八分にされた。」と拒否され、彼は帰る場所や生きていくための手段を失ってしまいました。かつての彼であれば、自分が生きるために躊躇なく犯罪に手を染めていたかもしれません。しかしそれを押しとどめたのは川村副典獄との約束でした。困窮してもなお彼は恩義ある川村副典獄との約束を破ることができなかつたのです。結果的に彼は「自分は社会で生きていくことはできない。」と書き置きを残し、自死してしまいました。

このエピソードは、いくら本人が更生を誓ってもそれを受け入れる社会がなければ社会復帰が困難であるかということ、そして加害者家族に向けられる眼差しの厳しさを示しています。彼の自死の知らせは川村副典獄のもとにも届き、これをきっかけに刑務所を出所した人々を受け入れる社会を作ろうという動きが急速に展開していきます。治山・治水事業家等として名高い金原明善（きんぱらめいぜん）も協力を惜しまず、明治21年、静岡県出獄人保護会社（会社とは現代でいうところの法人のようなイメージです）が設立されました。「静岡県出獄人保護会社」は刑務所出所者に衣食住を提供するなど、現在の更生保護施設の先駆であるとともに、全県下に1,700名を超える保護委員を委嘱して刑務所出所者の相談に応じる態勢を整備するなど、保護司制度の先駆ともいえる活動を行っています。

また、女性の活躍も看過できません。明治16年には池上雪枝が日本初の感化院（現：児童自立支援施設）を大阪に設立し、非行少年の保護と教育、職業教育に力を注ぎました。これは現在の更生保護女性会（後述）の先駆的活動といわれています。

大正14年には浅田ウタが富山県の更生保護施設「富山養得園」婦人部幹事長に就任、婦女子女子釈放者保護に尽力しました。「富山養得園」は現在も男性を対象とする更生保護施設として運営されています。同じく大正14年には非行に陥った少年たちの保護事業を目的に「少年保護婦人協会」が結成されました。これは少年保護の名を冠した初めての組織であり、翌年には非行少年を直接収容保護するため牛込榎木町に「娘の家」を設立しています。北豊島区新井村に新設された保護施設は、現在では更生保護施設「敬和園」として少年を中心にその保護を行っています。昭和10年に新設された「娘の家白菊」は、戦後は女子少年を収容する少年院「愛光女子学園」の源流となっていきます。

平成29年度で第67回を迎えた“社会を明るくする運動”も、昭和24年、犯罪者予防更生法の制定により更生保護制度が発足したことを記念して、銀座の商店街の有志の方々が企画・開催し、2,000人ももの市民が参加した「銀座フェア」にそのルーツがあります。

更生保護制度はこうした民間篤志家の方々の尊い活動を源流としており、現在も保護観察処遇や犯罪予防活動全般にわたって「官民協働態勢」がなされていることが特徴です。

3 更生保護における民間篤志家の人々とその活動

（事例については本人が特定されないよう複数の事例を組み合わせた上で加工しています）

(1) 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。保護観察処遇にかかる経費（交通費など）については実費弁償金として支給されますが、給与は支給されず守秘義務があります。主たる職務は、保護観察を受けている人（以下「対象者」と記載します。）と定期的に面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪予防活動などであり、全国で約48,000人が活動しています。

保護司と同じく非常勤の国家公務員である民生委員（この場合は厚生労働大臣の委嘱）の定員割れが報道されたことは記憶に新しいものですが、保護司もまた例外ではありません。地域社会における人間関係の希薄化など社会情勢の変容は保護司候補者の確保が大きな課題となっています。このため幅広い層から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」が各地で開催され、地域における更生保護の諸活動の拠点としての「更生保護サポートセンター」の拡充が進められています。

事例 A中学校で中学校3年生の生徒数人による校内暴力事件が発生しました。関与した少年はいずれも保護観察処分となり、それぞれ担当保護司が指名され、保護観察処遇が始まりました。この事件はA中学校内で大きな問題となるばかりか、地域社会でも問題視され、登下校時の生徒の服装の乱れなどが「苦情」としてA中学校に入るようになっていきました。こうした動きをいち早く察知し、担当の保護観察官(以下「主任官」と記載。)に危惧感を伝えてこられたのは、元A中学校PTA会長であり、主犯格の少年を担当しているB保護司でした。「このままではA中学校全体が萎縮してしまいます。学校は地域の宝。ただ苦情をいうだけではなくみんなで応援していかなければいけないと思います。」。この言葉をきっかけとして、今回の事件に関与した少年を担当する保護司を中心として、校区の保護司、主任官である私、中学校の先生方が一同にA中学校に会し、校区の保護司と中学校との協議会が開催されました。中学生が保護観察になった場合、主任官と担当保護司(以下「担当者」と記載。)が中学校の先生方と個別に処遇協議を実施することはありますが、このように「中学生対象者の主たる居場所である中学校を支える」という視点で、校区の保護司が集まり会議を持ったことにより、保護観察の在り方や中学生対象者の処遇の方針を主任官、担当者、中学校の教職員が共有することができ、中学校側のニーズについてもきめ細やかに聞き取ることができました。

その後、個々の対象者に対する個別処遇を充実強化することはもちろんのこと、B保護司の発案で、登下校時の中学生に対して地域住民が積極的に声かけをしていこうという動きが起き、「地域の中学生を地域で見守る」という雰囲気は地域社会に醸成されていきました。運動会をはじめとする諸行事も、B保護司をはじめとする多くの地域の人々の見守りのもとで、成功裡に終わることができました。

主犯格の少年については、保護観察開始後も生活が落ち着かず、すっかり遅れてしまった勉強についていけなくなっていたこともあり、登校もしぶりがちでした。母親は中学校から少年に関する連絡が入ると「親である自分が責められている。」と感じ態度を硬化させるばかりで、保護観察開始当初の時点では予後が危惧されていきました。しかし少年に対しては担当保護司であるB保護司が来訪(対象者が保護司宅を訪問すること。以下同じ。)する度に小さな進歩であってもこれを励ましていくなかで、少しずつ自身の進路について考えることができるようになっていきました。母親についても主任官が面接を重ねるうち「私は私なりに精一杯やっているのに、今回の事件もうちの子が他の子を巻き込んだかのように非難されているように感じる。学校からの電話は、我が子の問題に関することばかり。だから最近ではもう電話にも出たくないと感じる。」という苦しい胸の内を少しずつ話すことができるようになりました。こうした母親の心情を踏まえ、何か問題があった時だけ母親に連絡をするのではなく、例えば少年が約束通り来訪ができた時には「きちんと来てくれましたよ。お母さんが協力してくださったおかげです。」というように、母親の努力を積極的にねぎらうようにしていきました。A中学校もこの少年の担任の先生を中心としてこうした姿勢でこの母親と向き合っていくこととなりました。

そして翌年3月、主犯格の少年を含めた全ての少年が高校や専門学校などへの進学などそれぞれの進路を定め、無事卒業式を迎えることができました。担当保護司や校区の保護司が見守るなか、「誰1人欠けることなく無事社会で卒業式を迎えることができるようにしよう。」という当初の目標どおり、全ての少年が笑顔で卒業していきました。主犯格の少年の母親は担任をはじめとする先生方に深々と頭を下げ「本当にありがとうございました。」と述べたといいます。折しも「モンスター・ペアレント」という言葉

が新聞やテレビを賑わせていた時期でしたが、後に主任官は「この母親に安易にモンスター・ペアレントというレッテルを貼って対応していれば、今日のこの日を迎えることができなかつたかもしれません。この母親からの『ありがとうございました。』という言葉は、教師を続けていくうえで大きな教訓になりました。」という言葉を聴きました。

本事例は、個別処遇のみならず、中学校との連携や家族支援の重要性など多くの示唆に富むものと考えます。

(2) 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。先述「2 更生保護の源流」に記載したように、その活動は明治～戦前に遡ります。昭和34年（更生保護制度10周年記念）には当時の皇后陛下より御歌「きづつきし、心の子らをいただきよする 母ともなりて いくしまなむ」を賜っていますが、まさに「母のような心」をもって、更生保護施設や矯正施設への支援、地域社会において家庭や非行について考える「ミニ集会」の開催、子育て支援活動など多彩な活動を展開しています。

事例 C君は幼少時から多動傾向や衝動性が教員等から指摘されていましたが、保護者から児童相談所等への相談はなされないまま近隣の窃盗や万引きなどの問題行動に発展し、中学校1年生の夏休み直前に児童自立支援施設入所となりました。この時に施設の医師によりC君の発達障害が指摘され治療が開始され、少しずつC君の生活は落ち着いていきました。無事高校進学も決まり、中学校卒業と同時にC君は両親方に戻りましたが、半年あまりで窃盗事件により保護観察処分、直後の再非行で少年院送致決定となり、知的障害や発達障害の少年を処遇する少年院に送致されました。

窃盗事件は暗数も多く、いずれも近隣で行われていたため、地域社会の人々の感情は非常に厳しいものがあり、両親もC君の養育に自信を失い引受けを決断できない状態になっていました。そこでC君本人及び保護者である両親の同意を得たうえで、保護観察所が中心となって関係機関と連携し、少年院在院中から障害者福祉サービスの利用手続を進め、帰住予定地としてグループホーム及び日中活動の場を確保することができました。少年の処遇に関わる機関のスタッフは定期的なケア会議において情報を共有しそれぞれの処遇場面で活用し、C君も当事者としてその場で自身の意見を述べる機会を重ね、自分の意思による契約で障害福祉サービスを利用し生活していくことに対する自覚を深めていきました。日中活動の場でも気真面目さを発揮して精勤し、職員や他の利用者の信頼も篤く安定した生活を送り、良好措置（退院）により保護観察が終了しました。保護観察官や福祉関係者の専門性を活かした手厚いケアは無論、常に少年に寄り添い更生を支援した担当保護司等多くの更生保護ボランティアの尽力がなければこの少年の処遇は奏功しなかったといっても過言ではありません。

特にグループホーム入所時は厳寒期直前であり、暖かな寝具や衣類などを揃えなければいけませんでしたが、保護観察所による支援だけでは対応しきれない状態でした。この時C君を助けて下さったのは地元の更生保護女性会の方々でした。会員相互に声をかけあい、自宅にあった寝具類やこたつ、暖かな衣類などを集め、C君のためにグループホームに届けてくださいました。「男の子は整理整頓が苦手だから、これを使うといいよ。」と、衣類一式は衣装ケースに収められて届けてくださるというきめ細やかさで、まさに「母ともなりて」という思いで心をこめて用意して下さったことがわかる品々でした。後刻このことを知った両親は「顔も知らない我が子のためにここまでしてくれる方々が

いる。親として逃げてはいけない。」と決意するに至り、親子関係の改善の端緒ともなりました。

また、C君のグループホーム入所に際し、保護観察所、グループホームを運営する社会福祉法人、自治体の福祉関係部局が緊密に連携したことによって相互の信頼関係がより強固になり、またC君自身が日々の生活の中で自立に向けて頑張っている姿が評価され、当該グループホームはその対象者などの受入れに協力いただける力強い存在となりました。

(3) BBS会 (Big Brothers and Sisters movement)

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむことを目的とした青年ボランティア団体です。非行を行った少年などの「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動などへの協力を行っており、全国で約4,700人の会員が活動しています。

その歴史は古く、街に溢れる戦災孤児のために何かできないか、と考えた大学生の発案により、昭和24年に発足した京都保護学生連盟にまで遡り、平成29年度に発足70周年を迎えました。

事例 ある地域で、“社会を明るくする運動”の行事の一環としてスポーツ大会を実施することになり、保護観察所のほか保護司会や更生保護女性会、BBS会をはじめとする更生保護ボランティア、地域の各種団体が集って準備委員会を立ち上げ、企画・立案を開始しました。準備委員会には、更生保護に協力してくださる団体の系列のある児童養護施設の施設長も参加していました。協議の合間、この施設長から、難しい生育環境を経て入所に至った児童・生徒のなかには基礎学力の遅れが目立つこと、特に中学校3年生については、何とか公立高校に進学

させ施設で十分な自立へのケアをしてから社会に送り出してあげたいというお話がありました。これを聞いた地区のBBS会長から「うちの地区のBBS会員の中には学生も多いので、何とか力になりたい。」という申し出があり、それ以後当該児童養護施設をBBS会員が定期的に訪問して学習支援を行うほか、施設の諸行事の運営にもボランティアとして参加することになりました。スポーツ大会という1つのイベントの企画・立案・運営をきっかけにして、新たな支援が展開していった事例です。

(4) 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。平成29年4月1日現在、全国で約16,000人の事業主が協力しています。

事例 D君は軽度知的障害を有する男子少年でした。児童養護施設等で生育し、義務教育終了後は障害者福祉施設に入所し、自立を目指していました。障害者枠ではなく一般就労で頑張りたいという希望が強く、フリーペーパーなどで見つけてきた飲食店に就労するのですが、注文の取り違えなどが重なり短期間で解雇されることが続き、D君も自信を失って自暴自棄の生活に陥り、漫画本の窃盗を繰り返し保護観察処分となりました。

当時D君が入所する障害者福祉施設がある地域の社会福祉協議会では、制度の隙間に落ちてしまいがちな人を金銭的な支援とコミュニティソーシャルワークでフォローする取組を展開していました。

そこで保護観察所ではまずD君自身とD君が入所する障害者福祉施設の施設長の意向を確認したうえで、社会福祉協議会と連携し、厚生労働省と法務省が連携して実施している就労支援制度も活用し、保護観察官や保護司に加え施設職員や社会福祉協議会職員やハローワークの就労

支援スタッフ、コミュニティソーシャルワーカーがチームを組んで自立を図ることになりました。

その過程で、長年非行少年の雇用を続けてくださっている協力雇用主（飲食店店長）の方から「出前や接客は計算などが不得手なD君にとって負担が大きいかもしれない。けれども調理場でなら頑張れるのではないか。」とD君を雇用してくださることになりました。兄貴分的な職人さんがD君の特性を踏まえて根気強く指導をしてくださり、D君は少しずつ技術を身につけることができるようになりました。D君はこの新しい職場に馴染み、保護観察官や保護司との面接のたびごとに仕事のやりがいを語るようになりました。面接時「どうや、格好いいやろう。」と店のユニホーム姿を披露するD君の表情には、仕事ができるようになった誇りが溢れていました。店長さんからも「地味な作業でも決して手を抜かず黙々と頑張っています。」という評価をいただきました。

D君が不得手な金銭管理などは福祉関係者がサポートし、就労半年後にはアパートへの自立が成功し、保護観察解除に至りました。数年後、社会福祉士会での研修を終え、偶然その店で食事をした時、カウンターから身を乗り出すようにして私に笑いかけてきた青年がいました。立派に成長したD君でした。

(5) 更生保護施設等

刑務所出所者等のうち、帰る場所や頼るべき人がいない人に対し、一定期間宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。住まいや食事の提供だけに留まらず、職業指導や社会適応のために必要な生活指導を受けた生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けしています。平成29年4月1日現在全国で103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

対人関係を円滑するための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」を行っ

たり、飲酒・薬物使用の問題を改善するための処遇を行うなど、施設ごとに処遇内容に工夫が凝らされています。指定を受けた施設においては、施設のバリアフリー化を進め、高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、円滑に福祉等に移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

いずれの施設においても地域の住民の方々との交流を大切にしていることも特徴であり、地域の清掃活動などに積極的に協力したり、自治体等の会議の際に会議室などを無償で提供するなどして、地域社会との融和を図っています。

また、平成23年度から、保護観察所長があらかじめ登録された社会福祉法人やNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を実施する事業を行っています。この宿泊場所は「自立準備ホーム」と呼ばれており、委託を受けた法人職員が毎日自立に向けた支援を行っています。

事例 Eさん(50代)は中卒後土木作業員として長年各地の飯場を転々としてきました。しかし腰痛で働けなくなり失職、たちまち野宿生活となってしまいました。空腹に耐えかねて窃盗(万引き)や詐欺(無銭飲食)を繰り返すうち5度目の受刑に至りました。両親は既に亡く同胞とも音信不通であったため、帰るべき場所がないまま刑務所を満期釈放となり、刑務所内での刑務作業で得たわずかな作業賞与金を使い果たしては刑務所に戻るといったパターンが10年近く続いていました。

刑事施設入所時の知能検査の結果はIQ相当値50台であり、軽度知的障害が疑われる状態でしたので、Eさんの同意を得て「特別調整」を開始し、療育手帳を取得する手続等を進めた結果、Eさんは軽度知的障害と認定され、療育手帳が給付されました。帰住先については保護観察所と地域生活定着支援センター、自治体が協議を重ね、犯罪を行った知的障害者の更生に

理解のあるグループホームがEさんの受入れを了解してくださり帰住予定地を確保できました。しかしこの時点ではグループホームは定員一杯であり、空きが出るまでの間地元の指定更生保護施設がEさんの一時的な受入れを行うことになりました。仮釈放となったEさんはこの指定更生保護施設に帰住しました。指定更生保護施設Fでは福祉職員（社会福祉士）が中心となって、本人の知的障害に配慮した処遇を行う一方で、高血圧や糖尿病といった慢性疾患の治療のため生活保護（医療扶助単給）の申請等も行いました。また、将来Dさんが暮らすグループホームの見学なども行いながら、Eさんの円滑な社会復帰に向けて関係機関が定期的に会議を開きました。仮釈放後2月が経過した時点でグループホームに空きができ、Eさんは保護観察所長の許可を経て転居、初めてのグループホームでの生活にもなじみ、無事に保護観察期間（3月弱）を終了しました。

コラム 高齢・障害等で自立困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援の取組み

2009（平成21）年から、高齢・障害を抱え自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援の取組が、法務省と厚生労働省、福祉等実施機関の連携によりなされるようになりました。刑事施設では社会福祉士を配置し福祉的支援に係るニーズを把握し福祉サービス申請のための手続等の助言が行われるようになり、保護観察所の特別調整担当官も関係機関との連携に努めているところです。

コラム 保護司の方の地域力・人間力について

更生保護官署に奉職して20年を過ぎ、多くの保護司の方々と一緒に処遇活動を重ねて参りました。異動を重ねていく保護観察官が到底及ばない「地域性」はもちろん、一種の「人間力」ともいえる人としての器の大きさに感銘を受ける場面が多々ありました。

私が初めて保護観察官として第一歩を踏み出したその年、阪神・淡路大震災が発生、私が担当していた地区は甚大な被害を受けました。交通機関は遮断され、携帯電話も十分に普及していないこの時期、対象者や保護司などの更生保護関係者の安否確認は歩いて1つ1つ避難所などを訪ねて回るほか手段がありませんでした。ただ、1人の保護司の方の安否が確認できると、その保護司の方から「この近くなら〇〇保護司が自治会長をなさっていて、避難所の世話をしているはず。」「〇〇保護司さんならPTA会長をなさっている〇〇中学校の体育館に詰めておられるのではないか。」という情報が次々に寄せられ、実際にそこを尋ねていくと、まさに避難所のリーダーとして采配をふるい、あるいは自治会長として地域の被災状況のとりまとめに奔走なさっている保護司の方と再会を果たすことができました。同時に御自身も被災されたなかで地域のために奮闘なさっているお姿を見て、「保護司の地域性」ということの重みをこの時改めて実感しました。対象者の安否もできうる限り把握されており、「担当中の対象者やかつて担当した対象者が御世話になった保護司の安否を気遣って訪ねてきてくれた。」というエピソードもあちこちで耳にしました。ある対象者からは「夜間の仕事なので避難所で生活するのも難儀になり、余震が続くなか半壊状態の自宅アパートで暮らさざるを得ませんでした。そのことを報告した時、すかさず保護司さんが『危ないからすぐにうちに泊りにおいで。』と言ってくれました。自分の犯罪のことを知っているのに、こんな言葉をかけてもらえるなんて・・・。」という言葉を書きました。

その後異動を重ねながらもこの地区の保護司の方とは手紙のやりとりが続いています。東日本大震災発生時には暖かいお励ましの言葉もいただきました。私は東日本大震災翌年に東北に異動し、震災復興関連業務を担うことになりましたが、この時の経験の1つ1つを思い出しな

から業務に取り組んだことはいうまでもありません。

また、ある保護司さんは40歳の若さで保護司を委嘱され、家業の写真店を切り回しながら自治会活動なども活発に行っていました。個別処遇は無論のこと、常に地区保護司会の運営や新しく保護司になった方が不安なく保護司活動ができるように常に心を配られていました。新しく保護観察官が着任すると、早い段階で地域の関係機関を訪問したりキーパーソンとなる方と顔合わせをする機会を準備していただき、そのことがどれだけ処遇活動に役立ったかわかりません。

個別処遇では是々非々をはっきりと指導する厳しさもある一方で、様々な事情で結婚式が挙げられなかった対象者には、さりげなく声をかけて一生の節目となるような写真を手ずから撮影して下さるような優しさも兼ね備えた方でした。更生を果たした対象者が折々にお店を訪れ、節目節目で家族写真を撮りに来てくれることが保護司冥利に尽きるというお話からは、保護司との出会いを契機に対象者が地域社会に溶け込んでいくということ、保護観察期間が終了した対象者とは基本的に接触がなくなる保護観察官とは異なり、保護観察の枠組みのなかでの指導監督・補導援護は終わっても、地域住民相互としての交流は続くという保護司の地域性が強く感じられます。

4 非行や犯罪を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

ここまで更生保護を支える人々の役割について述べてきました。しかしこれらの人々の尽力だけでは、非行のある少年や犯罪を行った人の立ち直りを実現することは困難です。非行や犯罪が発生するのも地域社会であり、そこからの立ち直りが図られるのもまた地域社会です。

第1回目の連載で『更生保護は「社会内処遇」であり、個々の保護観察対象者への処遇だけに

留まらず、広く社会の人々に「更生保護制度」や「再犯防止」に関する理解を求めていく必要があります。そのための広報活動として、毎年7月を強調月間とする“社会を明るくする運動”，平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定に伴い平成29年度からスタートした「再犯防止強調月間」を中心とする広報活動が各地で展開されています。』と述べさせていただきましたが、広く地域社会の人々に「更生保護制度」や「再犯防止」について理解を求めていく必要があります。更生保護制度は、法務省（保護局）やその地方支分部局である地方更生保護委員会や保護観察所といった更生保護官署やそこに勤務する保護観察官だけではなく、先に記載したような多くの民間篤志家の方によって支えられている制度ではありますが、保護観察が「社会内処遇」と称されていることが示しているとおおり、自身が行った犯罪や非行を悔い社会復帰を誓っている人を受け入れようとする社会がなければ、彼らの社会復帰は非常に困難となります。

事例 F君のお父さんは裸一貫で事業を立ち上げ軌道に乗せてきた気骨のある方でした。しかし将来に期待をかけた一人息子のF君は厳格な躰に反発し、成長するに従って問題行動を頻発するようになっていきました。お父さんのもとには学校や近隣から連日苦情が入る状態となり、学校や近隣住民の方との間で板挟みになりながら必死でF君を指導しようとするお父さんとF君との関係は悪化するばかりで、F君が少年院送致となった時点では、お父さんは万策尽きた状態ですっかり疲弊されていました。「親である自分が何とかしないでどうする。」という気持ちと、「これ以上F君が近隣に迷惑をかけてしまうようなことがあれば、もうこの土地には住んでいられない。」という気持ちがせめぎ合っているような状態で、面接場面でも「親である以上人の手を借りずになんとかする。」ことと「いっそ親子の縁を切り、Fが少年院から出る際も、出

迎えも受入れもしない。」という二者択一しかないと思ひ詰めておられる状態でした。こうしたある意味極端な二者択一（白黒思考）ではなく、「困ったら保護観察官や保護司に相談しながら何とかしよう。」と思うことができないその背景には、「信じられるのは自分の力だけ。」という信念のようなものが感じられました。

少年院に収容されている少年の社会復帰にとって、少年院に収容されている段階から行われる「生活環境の調整」における帰住先（仮退院後生活する場所）の調整や家族調整は特に重要となってきます。お父さんは「あれだけのことをしたのだから我が子とはいえ許せない。」と少年院にF君を訪ねていくことはしませんでした。主任官と会うことは拒まれませんでした。ただ、そこで語られるのは、これまでF君に関わってきた教員や援助専門職に対する不満でした。「親である自分ですら出来なかったのに、他人であるあんたにFのことは分からないし何もできないと思う。」と語るお父さんの態度は、非常にかたくなな一方、「そこまで抱え込まなくても。」という痛々しさも感じさせられるものでした。それが確信に変わったのは、面接後にお父さんからかかってきた電話でした。「せっかく苦しい思いで話をしているのに、主任官は1度腕時計を見た。時間を気にしているようで、とても残念だった。」という内容のものでした。確かに主任官は次に控えている面接のことを気に掛けてしまい時計に1度だけ目を落としていました。ただ「他人にはFのことを分からない。」と繰り返すお父さんが、実は相談したいという思いを持っていることがその時に胸に落ちる気持ちになりました。

以後、主任官は先輩職員のスーパーバイズも受け、お父さんの苦衷を受け止めつつ、更生保護施設を含めた「親元以外で想定される帰住先」も提示して話し合いを進めていきました。F君のような少年を受け入れてくれる更生保護施設は決して多くはありません。特に少年の特性上、

更生保護施設になじめるかどうかとも不安がありました。ただ、「選択肢がない（と感じられる）中での仕方がない引受け」では、仮退院後の保護観察過程において少年の不就労などの「揺れ」が起きた時に家族が持ちこたえられなくなる場合が往々にしてあります。「選べない」と思い込んでいるお父さんに、選択肢を示し、実際に父子が共に住まない方向も念頭においた上での調整にシフトしていきました。この頃からお父さんの表情が少しずつ和らいでいくように感じられました。

そうした折にお父さんが住まわれている地域を大規模な自然災害が襲いました。お父さんの自宅兼会社も大きな被害を受け、引受けも困難視されるほどの状況でした。電話も通じず街の様子も一変してしまったなか、お父さんの自宅兼会社に安否確認に伺った私にお父さんは「ああ、良く来てくれはった。」と声をかけられました。初めてのことでした。そこでお父さんは「Fのことで自分ら一家は地域で孤立していると思っていた。」「だけど今回の災害の時に、水や毛布は足りているかと声をかけてくれはったのは、Fが散々迷惑をかけてきた近隣の人々やった。」「Fが御世話になりながらも散々裏切ってきた保護司さんも駆けつけてきてくれはった。保護司さんととも大きな被害を受け張ったのに、自分らの家のことを心配してくれはった。」「F君が帰ってくるんやろ。お父さんも諦めたらあかんでも言ってくれた。」「正直、ありがたかった。人に弱みを見せたらあかん、人に頼ったらあかんと思って今まで生きてきた。だけど、今回は近所の人たちの心遣いが心に染みだ。おおきに、と自然に御礼の言葉が出ていた。」

この時私は、「地域に帰っても保護観察官や保護司が支えていきますよ。」といった類の言葉を援助専門職がたとえ百編言うよりも、同じ地域の方々からの声かけの方がずっとお父さんの支えになるということを実感しました。

この事例を経験して以降私は「非行や犯罪を

行った人を受け入れてくれる地域社会とは何か。」という点を常に意識するようになりました。更生保護官署に奉職後、一番長く配属されてきたのはいわゆる処遇部門ですが、実は更生保護の広報を担当する部署にいた時期も少なくありません。その際に常に意識しているのは、更生保護における広報は単なるPR（Public Relations）ではなく、活動を通じてのCR（Community Relations コミュニティー・リレーションズ 地域で活動を円滑に行うためにその地域のコミュニティの特性に対応して行うコミュニケーション活動～広告用語Weblio辞書より）の確立ということです。

昨今、更生保護に限らず、例えば介護保険における新しい総合事業のように、様々な分野で「地域社会のチカラ」が求められています。しかし「地域社会のチカラ」は単なるかけ声だけで魔法のように生まれるものではありません。個別処遇にしる、CRの確立を視野に入れた広報活動にしる、地域社会における関係性といった観点を視野に入れておくことが非常に重要になってくると考えています。

社会福祉分野に限らず施策や制度といったものは、運用に携わる現場の職員がその意義や理念を正しく理解し、確実に運用することで初めてその機能を発揮すると考えます。一方で、「無縁社会」とも現代社会において、弱い立場の人々が地域で孤立し支援を求めるSOSが届かない、それすら発することすらできない現状があります。本当に支援をしている人が必要な支援につながっていくことが難しいのです。東日本大震災以後「絆」といったかけ声を多く耳にします。しかし地域社会での関係性の再生を敢えて「仕掛けていく」場や人を育てるといった視点での取組が必要だと痛感しています。

参考文献

- ・「保護観察の現状と課題～地域で支える少年の更生」（資生堂社会福祉事業財団「世界の児童と母性」VOL.81 2017年）
- ・更生保護制度パンフレット「更生保護～地域社会とともに歩む」（法務省保護局 2017）
- ・「50周年記念誌 支えあい、共に輝きその先へ」（日本更生保護女性連盟 2015）